

豊川市公契約条例施行規則をここに公布する。

平成 30 年 月 日

豊川市長 山 脇 実

豊川市規則第 号

豊川市公契約条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊川市公契約条例（平成 30 年豊川市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する特定公契約（条例第 21 条の規定により特定公契約とみなすものを含む。以下「特定公契約」という。）は、次に掲げる契約とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）による契約
- (2) 予定価格が 1 億円以上の工事請負契約
- (3) 予定価格（1 年を超える契約にあっては、予定価格を契約月数（契約のための準備期間を除く。）で除して得た額に 12 を乗じて得た額）が 1,000 万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に係るもの
 - ア 庁舎その他の施設の建物清掃業務
 - イ 除草又は草刈業務
 - ウ 樹木管理業務
 - エ 庁舎その他の施設の受付、案内、電話交換等業務
 - オ 給食調理等業務
- (4) 1 年度当たりの上限額が 1,000 万円以上の公募による指定管理者との協定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働者の適正な労働環境の確保を図るため市長が特に必要があると認める契約

(労働報酬下限額)

第3条 条例第6条第1項に規定する労働報酬下限額は、労働者に支払われるべき1時間当たりの賃金その他の労働報酬の下限の額とし、特定公契約の種類及び内容に応じて、次に掲げる額又は基準を勘案して定めるものとする。

- (1) 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価
- (2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める同法第3条に規定する最低賃金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市その他の行政機関が定める賃金の単価の基準

(特定公契約の明示)

第4条 市長は、公契約に係る公告その他の申込みの誘引を行おうとする場合において、当該公契約が特定公契約に該当するときは、その旨を明示するものとする。

(労働環境の確認)

第5条 条例第7条の規定による労働環境の確認のための報告の求めは、特定公契約の締結後、市長が指定する日までに労働環境確認書（様式第1号）を提出させることにより行うものとする。

- 2 市長は、労働環境確認書の提出があったときは、その内容を確認し、契約書と併せて保存するとともに、契約担当課において閲覧に供するものとする。
- 3 労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法その他関係法令を基準として行うものとする。
- 4 特定公契約の受注者は、労働環境確認書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の労働環境確認書を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第3項の証明書は、立入調査員証（様式第2号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。